

はばる

議会だより ピッシリ

第118号



2021

7.29



定例会・臨時会・コロナ対策特別委員会 •• 2~3

3名の議員が町政をただす（一般質問） •• 4~6

常任委員会報告（総務・文教） •• 7~8

羽幌小学校運動会にて（6月19日撮影・保護者提供）

●発行／北海道羽幌町議会 ●編集／広報広聴常任委員会

〒078-4198 北海道苦前郡羽幌町南町1番地の1 TEL (0164) 68-7011 FAX (0164) 62-1278



第4回定例会

本議会は令和3年6月17日から18日までの2日間の会期で開かれた。今回は、報告1件、議案6件、発議2件、意見案2件が審議され提案となり可決された。

一般質問は3名（3件）で、町の行政に対して活発な議論を開いた。

新型コロナワクチン接種

円滑な接種へ全庁をあげて取り組む

（議会招集挨拶より）

●「羽幌町手数料条例」は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴うため。

●「羽幌町個人情報保護条例」は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るために関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、本条例における規定の整備を行ったため。



●「羽幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する省令の施行に伴い、本条例における規定の整備を行うため。

い、手数料を徴収する事務の見直しを行うため。

（主なもの）

【一般会計補正予算】



●「羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例」は、羽幌町における再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用に関する必要な基準を定めることにより、地域の環境保全、住民の安全で安心な生活環境を確保するため。



■地方財政の充実・強化
新型コロナウイルスへの対応で巨額な財政出動が行われるなか、2022年度以降の地方財源を確保するため、コロナ禍による新たな行政需要も把握し、政府に対し地方財政の確立をめざすよう求める。

△77万円

■林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化が実現できるよう、施策の充実・強化することを求める。

※全額国費による事業△174万円
・観光協会支部事業補助金△36万円
・スポーツ教室実施事業※水泳教室中止により減額
・低所得の子育て世帯生活支援特別給付金582万円

新型コロナウイルス感染症対策

臨時会・特別委員会報告

臨時交付金3次支援実施

臨時会（新型コロナ対策）

事業継続・交通運行・

指定管理事業等へ支援

（4月27日）

新型コロナ感染症に係る地

方創生臨時交付金第3次交付

分を活用する事業へ1億56

04万円を追加補正した。

△主な補正事業

施設等感染防止対策

ハイヤー運行支援

バス運行支援

・準要保護世帯臨時特別支援

・子育て支援応援給付金

・農業経営者支援

・スマート農業推進

・漁港使用支援

・港湾使用支援

・漁業者経営支援

・指定管理事業継続支援

・町内事業者事業継続支援

・飲食業等事業継続支援

・離島クーポン券事業

・通信販売促進支援

・救急隊防護服購入事業

・避難所等感染防止対策

【質問】コロナ感染症対策で影響を受けている飲食業は

△主な質疑

じめ、町内の事業者においては一日も早く支援が必要だ。いつまでに支援できるか。

【回答】速やかに作業を進め5月末までに支援する。

臨時会において専決処分の承認が3件、議案が4件それぞれ承認・可決された。

△主な専決処分の承認

令和2年度一般会計補正予算の、歳入歳出それぞれ3736万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億2650万円とする。

△主な議案

・羽幌町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正

・羽幌町国民健康保険税条例の一部を改正

・羽幌町定住促進住宅建設工事請負契約

・令和3年度羽幌町一般会計補正予算。(コロナ感染対策で影響を受けている町内事業者等へ国の地方創生臨時交付金を活用する事業)

農業・漁業・商業等の

町内事業者へ支援

（3月26日）

国の方創生臨時交付金3次分の、実施計画案について

説明を受けた。

【回答】コロナの状況を見極めたうえで、7月、8月に実施する考えでいる。

△小売業へ事業継続支援

△主な質疑

【回答】大型店とコンビニを除いた小売店と考えている。

【質問】事業名に小売業等となつているが。

【回答】業種が小売業でなく

ても、感染対策で経営に影響のある理容、美容、写真店やクリーニング店など、幅広く支援したいので「等」とした。

【質問】対象者には、どのように周知するのか。

【回答】対象となる事業者に固定費等支援の概要、申請書を送付する。その後に申請の提出となる。

△農業者経営支援事業

△主な質疑

【質問】経営状況にかかわらず一律支援とした理由は。

【回答】経営形態がさまざまで線引きが難しいため、再度協議をした結果一律とした。



町内の商店街

新型コロナ対策特別委員会

◆離島クーポン券事業

△主な質疑

【質問】天売と焼尻に訪れた人に売つて、島内の事業所で利用してもらう事業だが、何月に実施するのか。

【回答】コロナの状況を見極めたうえで、7月、8月に実施する考えでいる。

【質問】販売委託料が高額と思う。もっと圧縮できないか。

【回答】観光協会と詰めの協議をして安く設定したい。

【質問】天売と焼尻に訪れた人に売つて、島内の事業所で利用してもらう事業だが、何月に実施するのか。

【回答】コロナの状況を見極めたうえで、7月、8月に実施する考えでいる。

【質問】販売委託料が高額と思う。もっと圧縮できないか。

【回答】観光協会と詰めの協議をして安く設定したい。

【質問】天売と焼尻に訪れた人に売つて、島内の事業所で利用してもらう事業だが、何月に実施するのか。

【回答】コロナの状況を見極めたうえで、7月、8月に実施する考えでいる。

【質問】販売委託料が高額と思う。もっと圧縮できないか。

【回答】観光協会と詰めの協議をして安く設定したい。

【質問】天売と焼尻に訪れた人に売つて、島内の事業所で利用してもらう事業だが、何月に実施するのか。

【回答】コロナの状況を見極めたうえで、7月、8月に実施する考えでいる。

【質問】販売委託料が高額と思う。もっと圧縮できないか。

【回答】観光協会と詰めの協議をして安く設定したい。

【質問】天売と焼尻に訪れた人に売つて、島内の事業所で利用してもらう事業だが、何月に実施するのか。

【回答】コロナの状況を見極めたうえで、7月、8月に実施する考えでいる。

【質問】天売と焼尻に訪れた人に売つて、島内の事業所で利用してもらう事業だが、何月に実施するのか。

逢坂 照雄 議員



ワクチン接種完了はいつ

一般質問
音声配信

答

10月末までに完了予定



ワクチン接種会場

ワクチン接種等を早期に接種すべき職種があると思うがそのことは、どのように考えているか。

答 基本的には、職種により早期にワクチン接種を行う考えはないが、職場の規模や職員数など、職種によって様々な状態が考えられるので、幼稚園や小中学校等と併せて、今後の接種状況を勘案し、対応していく。

キャンセルにより余ったワクチンの処理は。

問 希望者へのワクチン接種を早く終わらせるために、週2回から3回に増やすことはできないか。

答 病院との協議の中で、体制等から日程を増やすことはむずかしい。一日の接種人数を最大限増やしながら、その中で現状は行っている。

新型コロナウイルス ワクチン接種状況

後の接種順位やスケジュールは。

で進めていく。

問 先行接種者を含めた接種状況や供給見通しは。

答 医療従事者・消防職員などはすべて2回接種した。介護施設の入所者や高齢施設の職員は1回目終了し、7月中に接種する。65歳以上の一般高齢者は、5月25日から開始しており、7月末までに完了する。

問 接種年齢が12歳以上からとなり、接種も自治体の裁量により柔軟な対応が可能となつたが、今

問 今回、12歳まで接種年齢が引き下げられ、小学6年生から接種できることになったが、その接種体制は。

答 今後、接種希望者の不安解消などの理解や啓発も含めて、万全な体制

問 ワクチン接種等を早期に接種すべき職種があると思うがそのことは、どのように考えているか。

答 基本的には、職種により早期にワクチン接種を行なう考えはないが、職場の規模や職員数など、職種によって様々な状態が考えられるので、幼稚園や小中学校等と併せて、今後の接種状況を勘案し、対応していく。

問 羽幌沿海フェリーと沿岸バスは地域交通機関として重要な役割と人命を運ぶ役目も果たしている。代替が効かないことからも、この二つの職種は早期にワクチン接種をするべきと思うが。

答 重要な役割を果たしていることは認識している。これから検討・協議をしてどのようなことができるか進めていく。



ワクチン接種会場内

金木 直文
議員

問

条例策定で事業者との関係は

一般質問
音声配信

答

適切な運用で良好関係維持へ

再生可能エネルギー発電設備の条例制定

近年、汐見地区や築別地区を中心とした太陽光発電設備が急増、緑町地区には太陽光発電設備が地域住民に詳しく知られないまま建設されるなどしたため、ガイドラインが策定された。しかし、その後も基準に違反して小形風力が多く建設されていることから、強制力のある条例の制定が検討されてきた。

風力発電設備による騒音や低周波、バーデストライクなど、住民生活や自然への影響は確認されているのか。

答 先般、測定器を導入したところであり、過去に風力発電設備の近隣住民から事業者への申し入れにより、夜間の運転を停止している発電設備があると聞いているので、最初にその場所の騒音・低周波を測定し、以降必要に応じて実態を確認していきたい。

バーデストライクについては、住民からの情報

区には太陽光発電設備が地域住民に詳しく知られないまま建設されるなどしたため、ガイドラインが策定された。しかし、その後も基準に違反して小形風力が多く建設されていることから、強制力のある条例の制定が検討されてきた。

風力発電設備による騒音や低周波、バーデストライクなど、住民生活や自然への影響は確認されているのか。



汐見地区の小形風力発電設備

認定取り消しも

条例内容を遵守しなかつた場合の罰則など、さらに検討すべきではないか。

答 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」では、自治体の条例に違反し、国の指導等に応じない場合、最終的に

税収1100万円に

現在の設備規模で小形風力、太陽光、合わせてどのくらいの固定資産税収入が期待できるのか。草刈り作業の実施状況は、固定資産税・償却資産分の賦課額は、令和3年度分では約1100万円となっており、増減はあるものの、設備が存続する間、税収があるもの

講じることとなっていることから、条例が遵守されると認識しており、罰則は事業者名等の公表までとした。

条例施行で良好な関係を

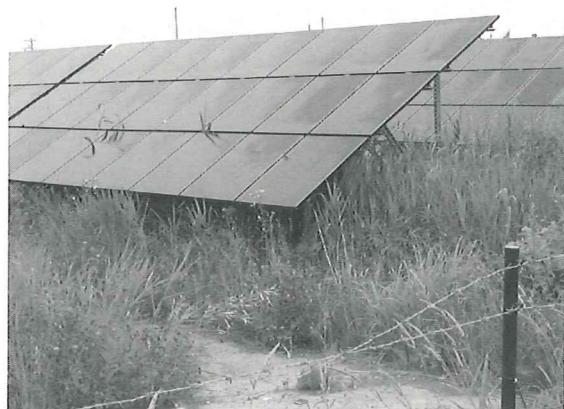
本州のある町ではメガソーフー計画をめぐつて、住民が工事差し止めの訴訟を起こしている。条例はこうした事態に発展しないよう地域住民と事業者、自治体とが良好な関係を維持、保証していくものとなる。この点について、町はどう考え

草刈りについては、町を通じて実施するものではないので、町内事業者における受注状況は把握していない。

答 良好な関係を

条例施行で

本州のある町ではメガソーフー計画をめぐつて、住民が工事差し止めの訴訟を起こしている。条例はこうした事態に発展しないよう地域住民と事業者、自治体とが良好な関係を維持、保証していくものとなる。この点について、町はどう考



緑町の太陽光発電設備

町内においては、既に多数の発電設備が設置されているが、条例を施行することにより、規制場所で新たに認定される発電設備はないものと考えているのか。

答 大変重要な問題である。十分に検討して前向きに取り組んでいただきたい。

小寺光一議員



問

情報公開の基本指針を作るべき

一般質問
音声配信

答 本町独自の指針を作成する考えはない



町職員、医師、看護師、消防士が協力して対応

町が行う新型コロナ
ウイルス感染症に関する対策の現状把握と効果、今後の対応

接種数等のお知らせは、今後検討していく。

現状を踏まえ、保育士や教諭等、町内外の特定多数の方と接する機会の多い職種で配慮が必要だと考えるが、また予約状況や接種数、接種率などリアルタイムに正確な情報提供をすべきでは。

答 職種による早期接種を行つ考えはない。接種が重なり業務に支障がでる職場は、接種日の分散対応を検討していく。

ので考えることをやめるのではなく、良いアイデアがあれば、どんどん補正をして事業に結びつけてしまい。

問 町職員のほか、小中学校を含めた町が管理する公共施設や公益性の高い施設の職員や利用者等が感染した場合における情報公開に関する基本指針を各種関係者や関係団体と協議の上、作成することが必要だと考えるが。

答 北海道の公表基準に基づき対応することが基本であり、本町独自に指針を作成する考えはない。

問 工ビまつり、ウニまつり、めん羊まつりが中止になった。例えばそこで販売する予定だった工ビやウニやめん羊を町民の方に買っていただき、それを全国各地に発送してくださいと協力を求めている。発送運賃は町が負担することことで、町民も巻き込んだ来年度に向けた観光PRや町民還元イベントはできないか。

答 現実的には無理だと考えていく。

問 中止になつたことでは財源を利活用できるのでは。

答 本則事業中止で実施されなかつた事業予算は、減額になる。新たに事業を行う際には、その事業内容等を十分協議した上で必要があれば改めて予算化する。

意見 コロナ禍なので、町内をメインにして町民に協力してもらい、みんなで羽幌の今後や来年以降つながると思われる観光に結びつく取組を隨時検討してほしい。難しい

問 今後、さまざまなかレンジをして、町民の声をしつかり聞くことが大事だと思うが。現在のコロナ禍やコロナ後のこととは、担当課でもいろいろ工夫してい



接種会場での様子

感染症の予防のため、各種会議や事業等が中止、縮小されている中、町民の不安や今後を心配する声が届きにくい状態になつていて。直接話す機会も少なくなっている状況の中、どのようにして町民の声や現状を把握しているのか。インターネットやSNSの活用などを検討しては。

答 毎月地域情報連絡員制度により職員が担当する方面委員へ広報紙などを持参し、その際に情報の共有を図つてはいる。高齢化率が高い本町では有効な手段と考えている。

文教厚生常任委員会

ほっと号、羽幌港連絡バス（シャトルバス）、福祉ハイヤーの利用実績等を、それぞれの担当課より説明を受けた。

利用者は微増

（5月20日開催）

◆ほっと号等の利用実績

【令和2年度実績】

■ほっと号

| 1便 | 2便 | 3便 | 4便 | 合計 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1便 | 2便 | 3便 | 4便 | 合計 |
| 1779人 | 2554人 | 1673人 | 114人 | 6120人 |
| 1779人 | 2554人 | 1673人 | 114人 | 6120人 |
| 1便当たりの乗車数 | 1便当たりの乗車数 | 1便当たりの乗車数 | 1便当たりの乗車数 | 1便当たりの乗車数 |



ほっと号

さらに改善を

■羽幌港連絡バス

| 1便当たり乗車数 | 合計 |
|----------|------|
| 454人 | 1,9人 |

| ◆福祉ハイヤー事業実績 | 予算執行状況 |
|-------------|--------------|
| ※数字は全て3月末現在 | 【福祉ハイヤー支出状況】 |

【福祉ハイヤー利用状況】

| 高齢者 | 重度障がい者 | 重度障がい者 | 合計 |
|-------|--------|--------|-------|
| 5139件 | 282件 | 1件 | 6031件 |
| 610件 | 282件 | 1件 | 6031件 |
| 5139件 | 282件 | 1件 | 6031件 |

計画的な更新を

◆羽幌町民スキー場

現地視察後、担当課より施設の概要と利用状況についての説明を受けた。

①施設の概要

| 質問 | 回答 |
|------------------------------|-----------------|
| 羽幌港連絡バスの定員は。 | ほっと号は30人程度。 |
| 羽幌港連絡バスは2台あり、 | それぞれ13人と28人の定員。 |
| 【質問】無料で乗れる年齢と利用人数、有料を含めた人数は。 | 13人と28人の定員。 |

| 高齢者 | 障がい者 | 合計 |
|-----|------|----|
| 予算額 | 予算額 | 合計 |
| 執行額 | 執行額 | 合計 |
| 執行率 | 执行率 | 合計 |

| 主な質疑 | 主な質疑 |
|---------------|---------------|
| 【質問】申請があり交付して | 【質問】申請があり交付して |

①所在地
羽幌町字中央405番地



現地で説明を受ける委員

ートなどを利用して改善すべ
きではないか。

【回答】アンケート結果など
を参考に検討していくたい。

【質問】天売、焼尻地区では
どのように使われているのか。

【回答】天売、焼尻地区の住民
については、フェリーで市街
地区に来た時の利用といふこ
と。

②開設年月日 平成10年12月

■障がい者

③ゲレンデ
・Aコース（880m）
・Bコース（860m）

④リフト
・単線固定循環式特殊索道
・2人乗りペアリフト
・延長724m

⑤ロッジ
・ワックス室、厨房他345m²
・資材庫（圧雪車、備品等収
納143m²）

⑥搬器（椅子）70器、最大輸
送人數800人/h

⑦リフト使用料収入
3万6901人

2 町民スキー場の利用状況
①リフト利用人數
260万2245円

1 施設の概要
②リフト使用料収入
3万6901人



町内で使用している福祉ハイヤー

平成10年12月

平成10年12月

ほっと号、羽幌港連絡バス（シャトルバス）、福祉ハイヤーの利用実績等を、それぞれの担当課より説明を受けた。

利用者は微増

（5月20日開催）

◆ほっと号等の利用実績

【令和2年度実績】

■ほっと号

| 1便 | 2便 | 3便 | 4便 | 合計 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1779人 | 2554人 | 1673人 | 114人 | 6120人 |
| 1779人 | 2554人 | 1673人 | 114人 | 6120人 |
| 1便当たりの乗車数 | 1便当たりの乗車数 | 1便当たりの乗車数 | 1便当たりの乗車数 | 1便当たりの乗車数 |



ほっと号

さらに改善を

■羽幌港連絡バス

| 1便当たり乗車数 | 合計 |
|----------|------|
| 454人 | 1,9人 |

| ◆福祉ハイヤー事業実績 | 予算執行状況 |
|-------------|--------------|
| ※数字は全て3月末現在 | 【福祉ハイヤー支出状況】 |

【福祉ハイヤー利用状況】

| 高齢者 | 重度障がい者 | 重度障がい者 | 合計 |
|-------|--------|--------|-------|
| 5139件 | 282件 | 1件 | 6031件 |
| 610件 | 282件 | 1件 | 6031件 |
| 5139件 | 282件 | 1件 | 6031件 |

計画的な更新を

◆羽幌町民スキー場

現地視察後、担当課より施設の概要と利用状況についての説明を受けた。

①施設の概要

| 質問 | 回答 |
|------------------------------|-----------------|
| 羽幌港連絡バスの定員は。 | ほっと号は30人程度。 |
| 羽幌港連絡バスは2台あり、 | それぞれ13人と28人の定員。 |
| 【質問】無料で乗れる年齢と利用人数、有料を含めた人数は。 | 13人と28人の定員。 |

| 高齢者 | 障がい者 | 合計 |
|-----|------|----|
| 予算額 | 予算額 | 合計 |
| 執行額 | 執行額 | 合計 |
| 執行率 | 执行率 | 合計 |

| 主な質疑 | 主な質疑 |
|---------------|---------------|
| 【質問】申請があり交付して | 【質問】申請があり交付して |

ほっと号、羽幌港連絡バス（シャトルバス）、福祉ハイヤーの利用実績等を、それぞれの担当課より説明を受けた。

利用者は微増

（5月20日開催）

◆ほっと号等の利用実績

【令和2年度実績】

■ほっと号

| 1便 | 2便 | 3便 | 4便 | 合計 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1便 | 2便 | 3便 | 4便 | 合計 |
| 1779人 | 2554人 | 1673人 | 114人 | 6120人 |
| 1779人 | 2554人 | 1673人 | 114人 | 6120人 |
| 1便当たりの乗車数 | 1便当たりの乗車数 | 1便当たりの乗車数 | 1便当たりの乗車数 | 1便当たりの乗車数 |



ほっと号

さらに改善を

■羽幌港連絡バス

| 1便当たり乗車数 | 合計 |
|----------|------|
| 454人 | 1,9人 |

| ◆福祉ハイヤー事業実績 | 予算執行状況 |
|-------------|--------------|
| ※数字は全て3月末現在 | 【福祉ハイヤー支出状況】 |

【福祉ハイヤー利用状況】

| 高齢者 | 重度障がい者 | 重度障がい者 | 合計 |
|-------|--------|--------|-------|
| 5139件 | 282件 | 1件 | 6031件 |
| 610件 | 282件 | 1件 | 6031件 |
| 5139件 | 282件 | 1件 | 6031件 |

計画的な更新を

◆羽幌町民スキー場

現地視察後、担当課より施設の概要と利用状況についての説明を受けた。

①施設の概要

| 質問 | 回答 |
|------------------------------|-----------------|
| 羽幌港連絡バスの定員は。 | ほっと号は30人程度。 |
| 羽幌港連絡バスは2台あり、 | それぞれ13人と28人の定員。 |
| 【質問】無料で乗れる年齢と利用人数、有料を含めた人数は。 | 13人と28人の定員。 |

| 高齢者 | 障がい者 | 合計 |
|-----|------|----|
| 予算額 | 予算額 | 合計 |
| 執行額 | 執行額 | 合計 |
| 執行率 | 执行率 | 合計 |

| 主な質疑 | 主な質疑 |
|---------------|---------------|
| 【質問】申請があり交付して | 【質問】申請があり交付して |

ほっと号、羽幌港連絡バス（シャトルバス）、福祉ハイヤーの利用実績等を、それぞれの担当課より説明を受けた。

利用者は微増

（5月20日開催）

◆ほっと号等の利用実績

【令和2年度実績】

■ほっと号

| 1便 | 2便 | 3便 | 4便 | 合計 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1便 | 2便 | 3便 | 4便 | 合計 |
| 1779人 | 2554人 | 1673人 | 114人 | 6120人 |
| 1779人 | 2554人 | 1673人 | 114人 | 6120人 |
| 1便当たりの乗車数 | 1便当たりの乗車数 | 1便当たりの乗車数 | 1便当たりの乗車数 | 1便当たりの乗車数 |



ほっと号

さらに改善を

■羽幌港連絡バス

| 1便当たり乗車数 | 合計 |
|----------|------|
| 454人 | 1,9人 |

| ◆福祉ハイヤー事業実績 | 予算執行状況 |
| --- | --- |

<tbl_r cells="2" ix="2" maxcspan="1"

羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例(案)

安心できる条例を

(4月27日開催)

◆羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例(案)

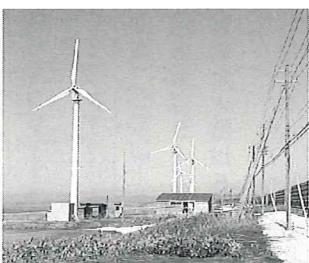
担当課より、前回の常任委員会で質問された内容についての回答があり、その後、質疑に移った。

【条例制定に伴うQ & A】

Q 発電事業者が事業を終了した場合は、設備を撤去することとなつてゐるが、撤去前に法人自身が無くなつてしまつた場合は誰が撤去するのか。

A 基本的には勝手に撤去できないが、危険な状態にある場合などやむを得ない場合は自治体の代執行による解体は可能。

Q 違反に対する命令等に従わなかつた場合、公表のほか撤去命令などのルールはあるのか。



町内に建設された小形風車

Q 事故により町民に被害があつた場合等に対応するため、補償に関する規定を条例に定めることはできるのか。

A 事故に対する補償については、設置者である発電事業者や土地所有者が保険に加入する必要があると考える。認定基準に対し自治体の条例で条件を付加することはできないと思慮する。

※ 主な質疑

【質問】発電設備の所有者が変更となつた場合は。

【回答】条例の中で、発電事業の変更と中止について届け出ることとしている。

【質問】違反事業者に対して罰金等は規定しなかつたのか。

【回答】他の条例と均衡を図るため規定はしなかつた。

羽幌町議会と 焼尻島・天売島にお住まいのみなさんとの 意見交換会を開催します

『離島地区に住むみなさんの意見交換会』

開催日時・場所

- ・焼尻地区：8月24日(火) 午後1時～午後2時まで
　　焼尻総合研修センター
- ・天売地区：8月24日(火) 午後5時～午後6時まで
　　天売総合研修センター
- ・事前アンケートも実施します。

※フェリー欠航、その他特別な事情により中止となる場合がありますのでご了承願います。

焼尻島・天売島での暮らしや仕事、羽幌町全般で気になることなど、みなさんのご意見を是非お聞かせください。